

鳥取県中山間地域のなりわい継業人材 お試し滞在補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (継業活動が始める14日前まで)

○下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から継業活動が始める日まで)

3. 継業活動開始

○継業活動にかかった交通費・宿泊費等を証明する領収書等は必ず保管してください。
○継業活動を行った事業所から継業活動実施の証明をもらってください。

4. 実績報告書提出 (継業活動を終了した日から30日以内又は翌年度の4月10日まで)

○下記提出先に郵送又は持参してください。
※領収書の写し等など支払いを証明するものがない経費については補助金の対象
となりません。

5. 補助金支払い